

美容医療サービスを受ける前の チェックポイント！

事例

「多汗症を約2万円で治療」という美容クリニックのホームページ広告を見て施術を受けた。施術後、広告より高額な料金を請求されたが納得できない。（30才代、女性）



アドバイス

美容医療は一部を除いてクーリング・オフの対象外となっており、この事例も対象外のものです（クーリング・オフは裏面参照）。美容医療のネット広告は、虚偽広告や誇大広告、誤認させるおそれのある体験談や写真などが医療法(※)で規制されていますので注意しましょう。



トラブルにあわないためのポイント

- ・HPをうのみにせず、施術内容・費用・副作用など幅広い情報を集め、十分検討したうえで決める。
- ・広告と異なる契約を勧誘されても、その場で契約しない。
- ・困ったときは最寄りの消費生活センターに相談する。

※医療法の広告規制：美容医療サービスも含め医療機関のウェブサイト、メルマガ等について広告規制が課せられている。（2018年6月1日施行）



兵庫県立消費生活総合センター

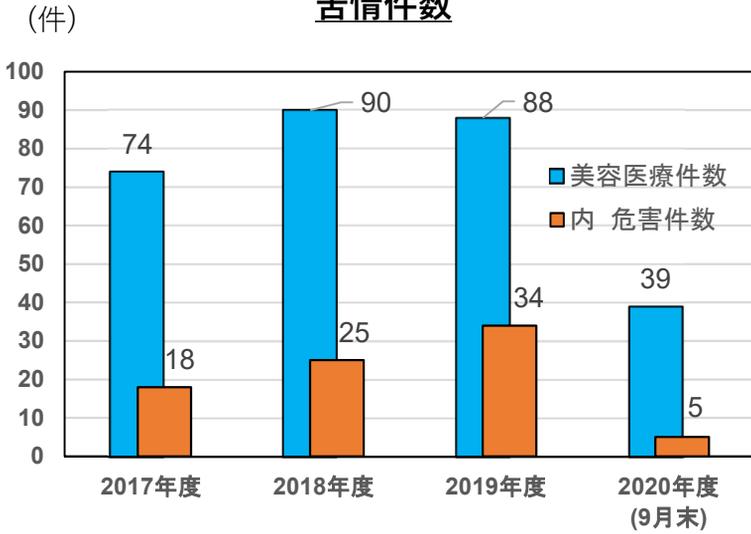
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-303-0999【消費生活相談】

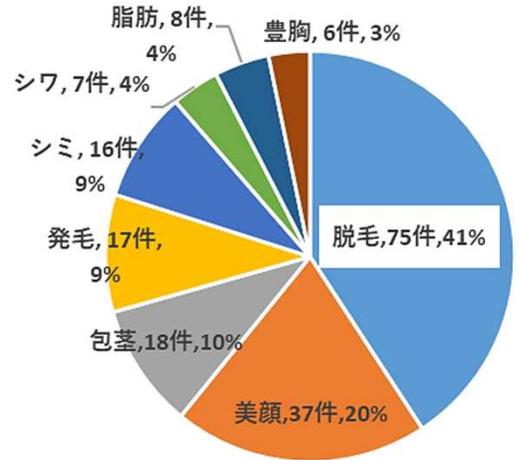
【美容医療サービスの相談データ（兵庫県内）】

(2017年4月～2020年9月のデータを分析)

苦情件数



美容医療の内容



医療広告ガイドラインを守っていないウェブサイト例

NG 誤認させるおそれがあるビフォーアフター写真など

NG 費用を強調した広告は、医療機関や医療の内容について品位を損ねるため禁止

NG 本院は日本一の美容施設です

NG 他と比較して「日本一」と優良性を示す

NG 体験談から見つけるあなたの未来

NG 患者の主観や伝聞に基づく体験談

NG 本院は知事の許可を取得した病院です!

NG 医療機関が知事の許可を得るのは義務。それを強調するのは誇大広告

NG 圧力的な支持! 99%の顧客満足度

NG データの根拠を明確にしていないものは虚偽広告

NG (政府広報オンラインより抜粋)

美容医療サービスの「クーリング・オフ」

①脱毛 ②にきび・しみ等の除去 ③しわ・たるみの軽減 ④脂肪の減少 ⑤歯の漂白 について契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。

【要件】

- ・提供期間：1か月を超えるもの
- ・金額：5万円を超えるもの